

第3章 全体構想

1 土地利用の方針

(1) 基本方針

- 人口減少・高齢化社会に対応した土地利用の誘導を図るために、既存ストックを有効活用しながら都市機能が集約したコンパクトなまちづくりを目指します。
- 空き家や空き地などの都市のスポンジ化問題に対応し、適正な管理と有効活用に努めることで、市街地の低密度化を抑制します。
- 将来的な土地利用を踏まえ、住宅地，商業・業務地，工業地，農地・山林地域としての用途純化を図り，用途に即した良好な環境の維持・形成に努めます。
- 将来的な広域交通ネットワークの整備に伴い，他都市や鹿児島空港とのアクセスが向上し，人的交流や物流の促進が期待されることから，広域交通ネットワーク整備インパクトを見据えた計画的な土地利用を進めます。

(2) 土地利用の方針

方針① 住宅地の方針

- ・ 商業・業務地，工業・流通業務地を除いた市街地を住宅地と位置付けて，必要に応じて用途見直しを行うことで，敷地の細分化や用途の混在防止，地場産業との共存を図り，良好な住環境の維持・誘導に努めます。
- ・ 防災，景観上大きな課題である管理不全の空き家について，適切な助言・指導を行います。
- ・ 広域交通ネットワークの強化に伴い交通利便性の高まる地区においては，地区計画などの各種まちづくり制度を活用した計画的な住宅供給について検討します。
- ・ がけ地近接住宅の移転を推進します。

方針② 商業・業務地の方針

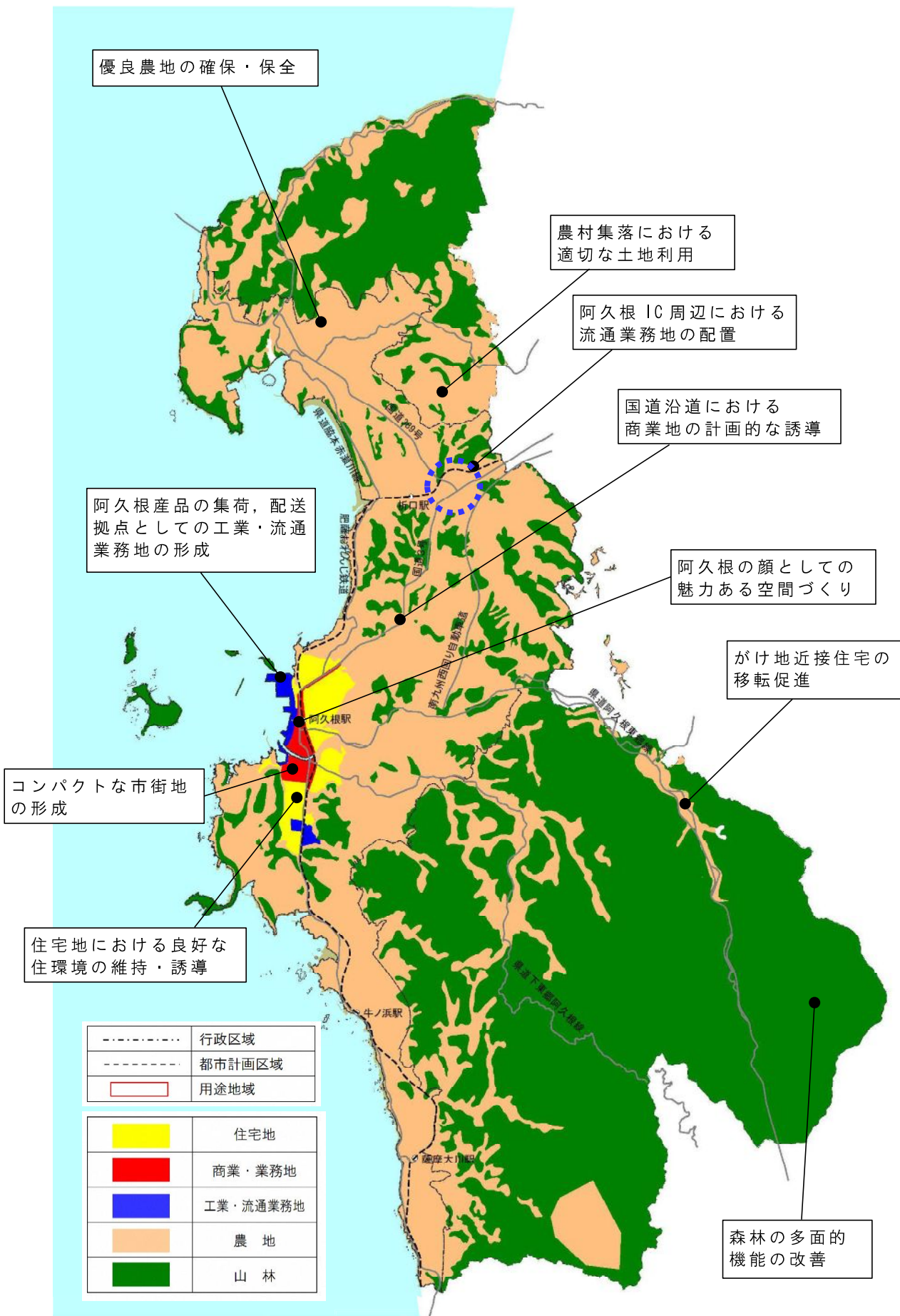
- ・ 阿久根駅周辺は、従来の交通アクセス機能や交通結節機能、情報発信機能などを強化するとともに、阿久根の“顔”として魅力ある空間づくりを行います。
- ・ 阿久根駅から市役所周辺の中心部における商業・業務機能を維持することで、コンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・ 阿久根駅の東側と西側の結びつきを強め、市街地としての一体性を高めます。
- ・ 沿道型商業施設の集積が進む国道3号及び国道389号沿道は、沿道型商業地と位置付け、必要に応じて地区計画の導入を検討しながら、健全な商業地の計画的な形成を誘導し、中心商業地と連携を図ります。

方針③ 工業・流通業務地の方針

- ・ 交通利便性の高い阿久根北IC周辺や新たに整備が進められている(仮称)西目IC周辺、阿久根漁港周辺に流通業務地を配置し、阿久根産品の集荷、配送拠点の形成を図ります。

方針④ 農地・山林地域の方針

- ・ 農業生産基盤整備がなされた農地又は今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等を用いながら、優良農地の確保・保全に努めます。
- ・ 集落地においては、周辺の田園環境と調和した適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制するとともに、阿久根らしい“里”環境の維持・保全に努めます。
- ・ 荒廃した森林や放置竹林において、森林の有する多面的機能の改善を目指します。



■ 土地利用方針図

2 市街地整備の方針

(1) 基本方針

- 中心市街地を含む既成市街地においては、商業、業務、医療、福祉等の都市機能や居住の誘導を促進し、便利に暮らせる持続可能な市街地形成を目指します。
- 空き家、空き地対策については、適切な管理の普及啓発、利活用の促進、特定空家等*に対する措置に取り組みます。
- 南九州西回り自動車道の阿久根川内道路の整備を見据えて、市街地近傍の（仮称）西目 IC の開通を見据えた市街地整備を検討します。

※特定空家等：「空家等対策特別措置法」にて定義された、放置すれば倒壊等のおそれや、衛生面で周辺環境に悪影響を及ぼす空き家のこと。

(2) 市街地整備の方針

方針① 中心市街地における都市機能の誘導

- ・ 中心市街地では、阿久根駅周辺エリア、旧港周辺エリア、風テラスあくね（市民交流センター）周辺エリアでの相互に連携した拠点的な機能の確保を図ります。
- ・ 阿久根駅周辺については、空き家、空き店舗なども活用して、まちの顔として魅力ある都市機能の誘導を促進するとともに、交流機能の強化と歩行者空間の整備により、活気ある中心拠点の確立を目指します。

方針② 市街地内未利用地への適切な居住誘導

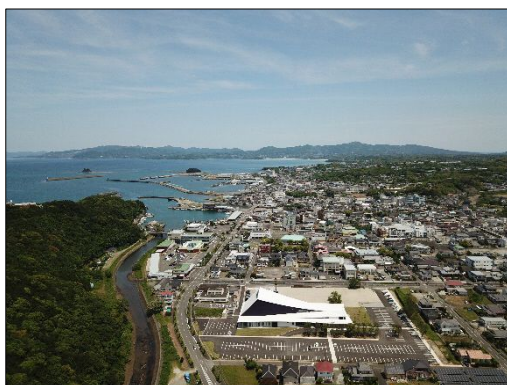
- ・ 土地区画整理事業が完了した潟地区においては、未利用地の土地利用を促進し、人口の定着化及び良好な住宅地の形成を目指します。
- ・ 居住誘導に当たっては、地区計画など各種まちづくり制度の活用を検討します。
- ・ 市街地内のまとまった未利用地は、敷地の細分化や用途の混在を防止しながら、利活用を図ります。

方針③ 空き家対策の推進

- ・ 「阿久根市空家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的な空き家対策に取り組みます。
- ・ 管理不十分な空き家等が増加しないよう、相談体制の整備や所有者の意識啓発に努めます。
- ・ 周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等については、助言又は指導，勧告，命令等，法に基づく措置を講じます。
- ・ 空き家バンク事業を推進するとともに，市の事業についての情報提供に努め，空き家や空き地の利活用の促進に努めます。

方針④ 広域交通ネットワーク整備に対応した住宅地の確保

- ・ 広域交通ネットワークの強化に伴い交通利便性の高まる地区においては，地区計画などの各種まちづくり制度を活用した計画的な住宅供給について検討します。



■ 市街地の状況

3 道路・交通の方針

(1) 基本方針

- 広域道路交通ネットワークの整備を促進するとともに、主要な幹線道路等と一体となったネットワークの強化や、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。
- 市民アンケートにおいて関心の高かった生活道路については、市民の生活環境の基盤であることから、適切な維持管理や整備改善に努めることで、誰もが安全で快適に利用できる道路空間とします。
- 市民の移動手段を確保するために、公共交通の維持・充実を図るとともに、従来の交通手段のみならず、地域のニーズに対応した新たな交通体系の構築を目指します。

(2) 道路・交通の方針

方針① 道路交通ネットワークの強化

- ・ 高規格幹線道路（南九州西回り自動車道）や地域高規格道路（北薩横断道路、島原天草長島連絡道路）の早期整備、開通を促進するとともに、供用後の交通アクセス機能の向上について効果的に情報発信し、市のにぎわいづくりに努めます。
- ・ 高規格道路の整備促進に当たっては、整備後の周辺環境への影響に配慮し、快適な市民生活との調和を図ります。
- ・ 国道3号、国道389号、主要地方道県道阿久根東郷線等の主要幹線道路は、既に整備が完了しているため、整備完了箇所の機能向上や適切な維持管理を促進し、高規格道路や国道、県道と一体となって機能するよう、道路網としての整備に努めます。
- ・ 脇本地区と市中心部の連携強化のため、一般県道脇本赤瀬川線の整備促進に努めます。
- ・ 中心部地域と他の地域及び市街地東部と西部の連携強化、国道3号の補完に向けて、市道（仮称）市街地外環状線の整備を推進します。
- ・ 道路網のネットワーク化により交通事情が変化し、既存規格では通行に支障が出るおそれのある市道について、大型車への対応や走行性の向上といった既存規格の見直しを図ります。

- ・ 農林業の基幹施設として、農道や林道の役割を果たせるよう、道路改良や適正な維持管理を推進するとともに、市道とのネットワーク化を図ります。
- ・ 大規模災害時における緊急物資の輸送に必要な道路ネットワークを構築します。
- ・ 長期未着手となっている都市計画道路については、必要性の検証などを行い、必要に応じて見直しを行います。

方針② 安全で快適な道路空間の維持・創出

- ・ 県道の交通混雑や危険箇所について、関係機関に働きかけ、整備改善を促進します。
- ・ 市道を適切に維持管理し、橋りょうについては橋梁長寿命化計画に基づき改修・補修を進めることで、安全確保に努めます。
- ・ 市道は、歩道や照明、カーブミラーの設置などの交通安全施設の整備・改善を推進し、歩行者の安全確保に努めます。
- ・ 市道の改良に当たっては、災害時や緊急時に対応できるよう、機能拡充を図ります。
- ・ 環境に配慮し、水の有効利用を促進するため、透水性のある道路舗装の整備を推進します。
- ・ 歩行者や自転車が安心・快適に通行できるよう、引き続き歩行空間のバリアフリー化やバス停の整備改善に取り組みます。
- ・ 幹線道路について、災害時における電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、関係機関に働きかけ、無電柱化を検討します。

方針③ 市民の生活を支える公共交通の維持・充実

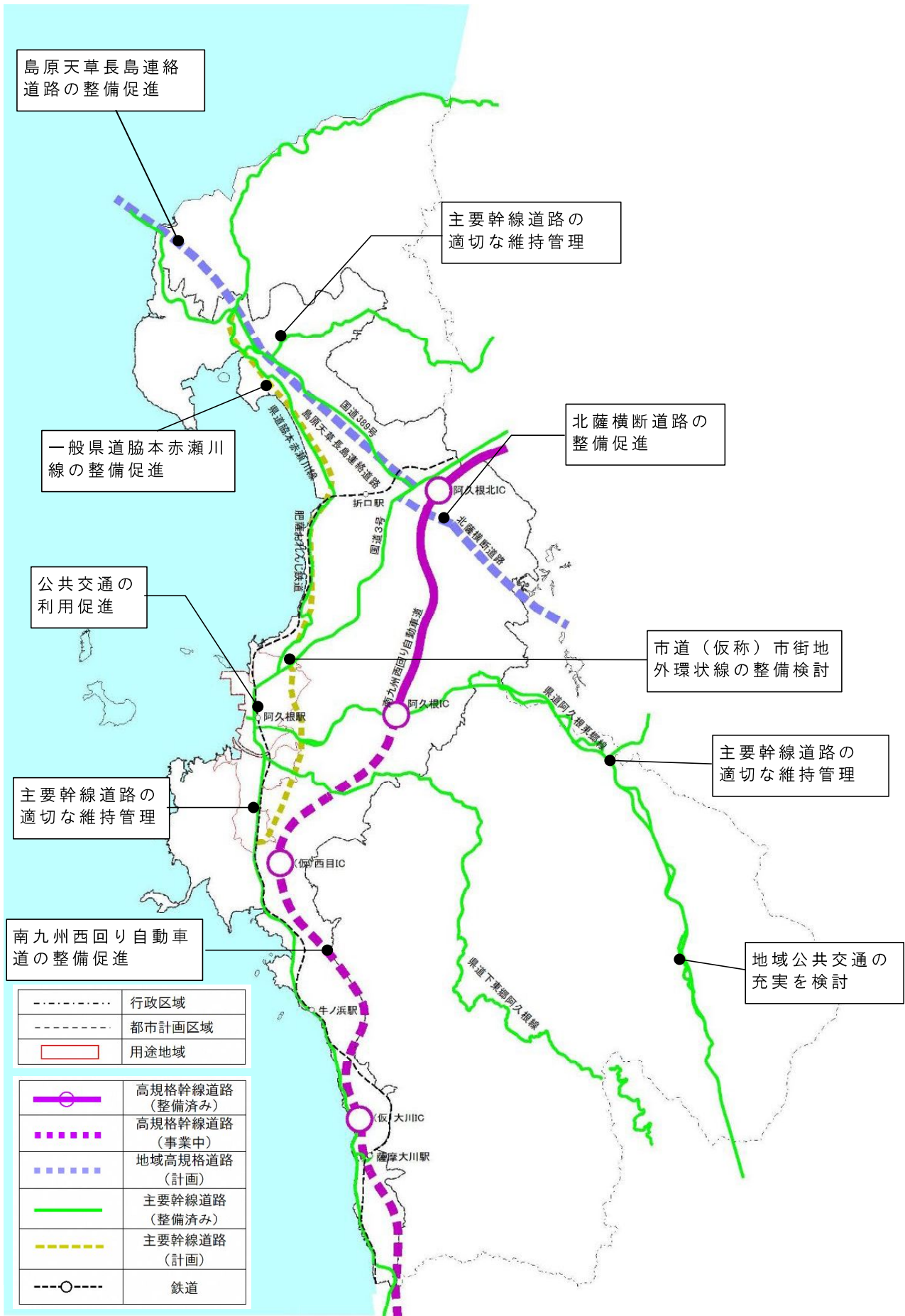
- ・ 公共交通機関の利便性や快適性が向上するよう、必要な支援を実施するとともに、鉄道やバス事業者と連携・協力しながら公共交通機関の利用を促進し、その維持に努めます。
- ・ 乗合タクシー事業の周知や利用者の意見を踏まえた利便性の改善を図ることで、市民の乗合タクシー利用を促進します。



■ 肥薩おれんじ鉄道阿久根駅



■ 国道3号



■ 道路・交通方針図

4 公園・緑地の方針

(1) 基本方針

- 本市では、すでに一定レベルの公園緑地が整備されていることから、今後は、既存公園の適切な維持・管理や魅力の向上に努め、誰もが安全・安心に遊べる環境を確保します。
- 地形特性や自然特性を踏まえて、自然生態系の骨格を形成するような山林や里山、農地等の緑を保全・活用します。
- 市民や関係団体等との連携・協働により、公園緑地の活用や都市緑化の推進等、緑の育成に努めます。

(2) 公園・緑地の方針

方針① 本市のシンボルとなる公園緑地の利活用

- ・ 番所丘公園，阿久根大島公園や梶折鼻公園を観光・レクリエーション拠点と位置付け，自然と気軽にふれあうことのできる空間として，利活用の拡大に努めます。
- ・ 阿久根総合運動公園は，施設の老朽化や機能更新を考慮しながら，本市のスポーツの中心地として適正な維持管理に努めます。

方針② 公園緑地の適切な維持管理や利活用

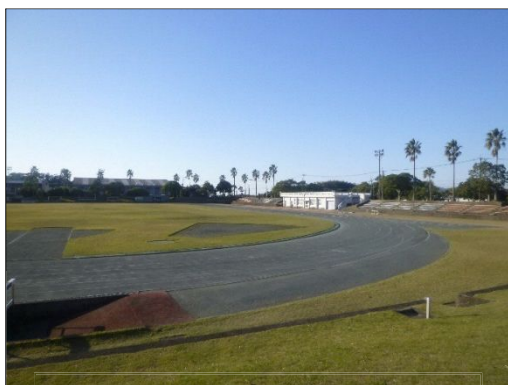
- ・ 公園施設長寿命化計画に基づき，既存施設を適正に更新，維持管理することで，潤いある生活環境の形成を図ります。
- ・ 少子高齢化や人口減少などの社会の変化に伴い多様化するニーズに対応するために，健康増進や子育てしやすい環境づくりの一環として，子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場となるような公園緑地の再編と活性化に取り組みます。
- ・ 公園・緑地の維持管理に当たっては，地域住民や関係団体等の参画を求めることにより，協働による維持管理を目指します。

方針③ 自然環境の保全と活用

- ・ 本市の豊かな自然の象徴となっている海岸線や，里山や農地，河川などの自然環境を保全するために，開発抑制や緑化推進の指導，水辺の豊かな生物を創出するための川づくりの推進，保存樹・保存樹林の保護・指定等に取り組みます。

方針④ 都市緑化の推進や緑に関する活動支援

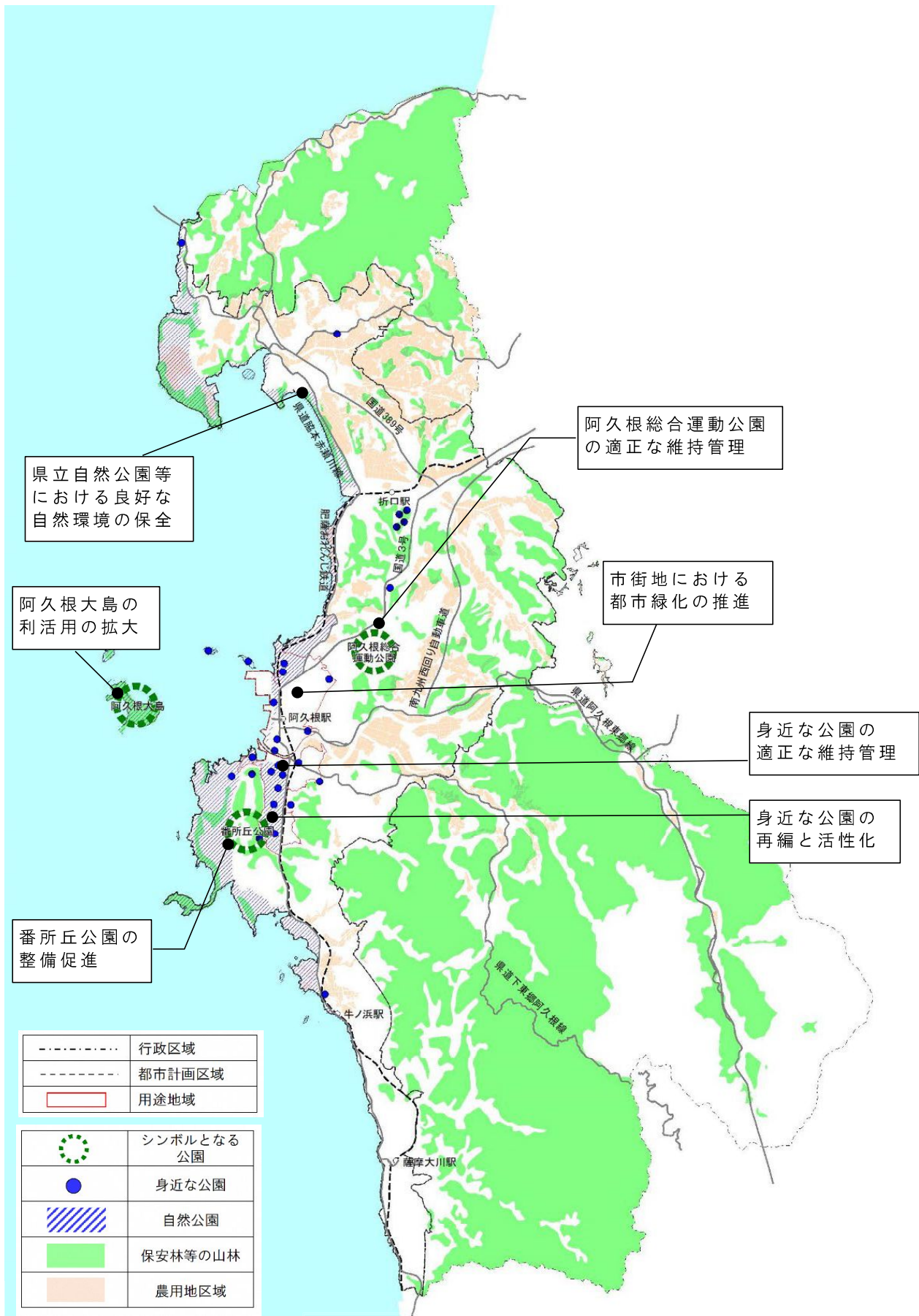
- ・ 市街地における緑化を推進するため、公園や街路樹等の適切な管理を行います。
- ・ 学校や公営住宅などの公共施設における都市緑化を推進するとともに、地区計画や緑地協定などの導入による私有地の緑化を促進します。
- ・ 市民や事業所等による植樹・清掃活動への支援や、自然体験学習、住民参加型の環境観察会の企画・検討などに取り組みます。



■ 阿久根総合運動公園



■ 市街地の街路樹



■ 公園・緑地方針図

5 景観の方針

(1) 基本方針

- 本市には、牛之浜景勝地や阿久根大島、黒之瀬戸の渦潮に代表される海の景観、中心市街地の背後に広がる丘陵地などの山の景観、古くからの人々の営みにより育まれた里の景観など、阿久根らしい景観要素が数多くあるため、これらの阿久根らしい景観を守り、伝え、創造することにより、地域の魅力を引き出します。

(2) 景観の方針

方針① 「うみ」・「やま」・「さと」と調和した阿久根らしい景観づくり

- ・ 阿久根市の代表的な自然的景観である海岸景観を保全するため、海岸の清掃活動や漂着物対策などを推進します。
- ・ 黒之瀬戸の梶折鼻公園うずしお展望所など既存の視点場を適正に運営・維持管理するとともに、鹿児島県指定文化財（名勝）に指定された景勝地で、風光明媚な「牛之浜海岸」近傍に魅力ある交流拠点として整備を計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅[※]においても、来訪者に阿久根の美しい景観を伝える施設として整備を推進します。
- ・ 昔ながらの港の風景を残す旧港周辺は、阿久根の原風景として、港景観の保全を図ります。
- ・ 人々の営みを通じて育まれた里の景観を守るため、農村整備に当たっては、自然環境や生態系に配慮します。
- ・ 「埋蔵文化財包蔵地」の周辺の開発については、無断で開発行為を行うことがないように、法令に基づいた事前の届出等を行うよう指導し、文化財周辺の文化的・郷土的景観の保全に努めます。
- ・ 景観計画・景観条例を策定し、地域固有の景観の保全、修復、形成に取り組みます。
- ・ 市民と協働して阿久根らしい景観を保全することにより、市民の愛着の醸成を図ります。

※道の駅の名称は、国土交通省に対して登録申請を行い、登録が認められて正式に決定されるものである。したがって、現段階で「サンセット牛之浜景勝地」の名称は仮称である。

方針② 快適で心地よいまちなか景観の創出

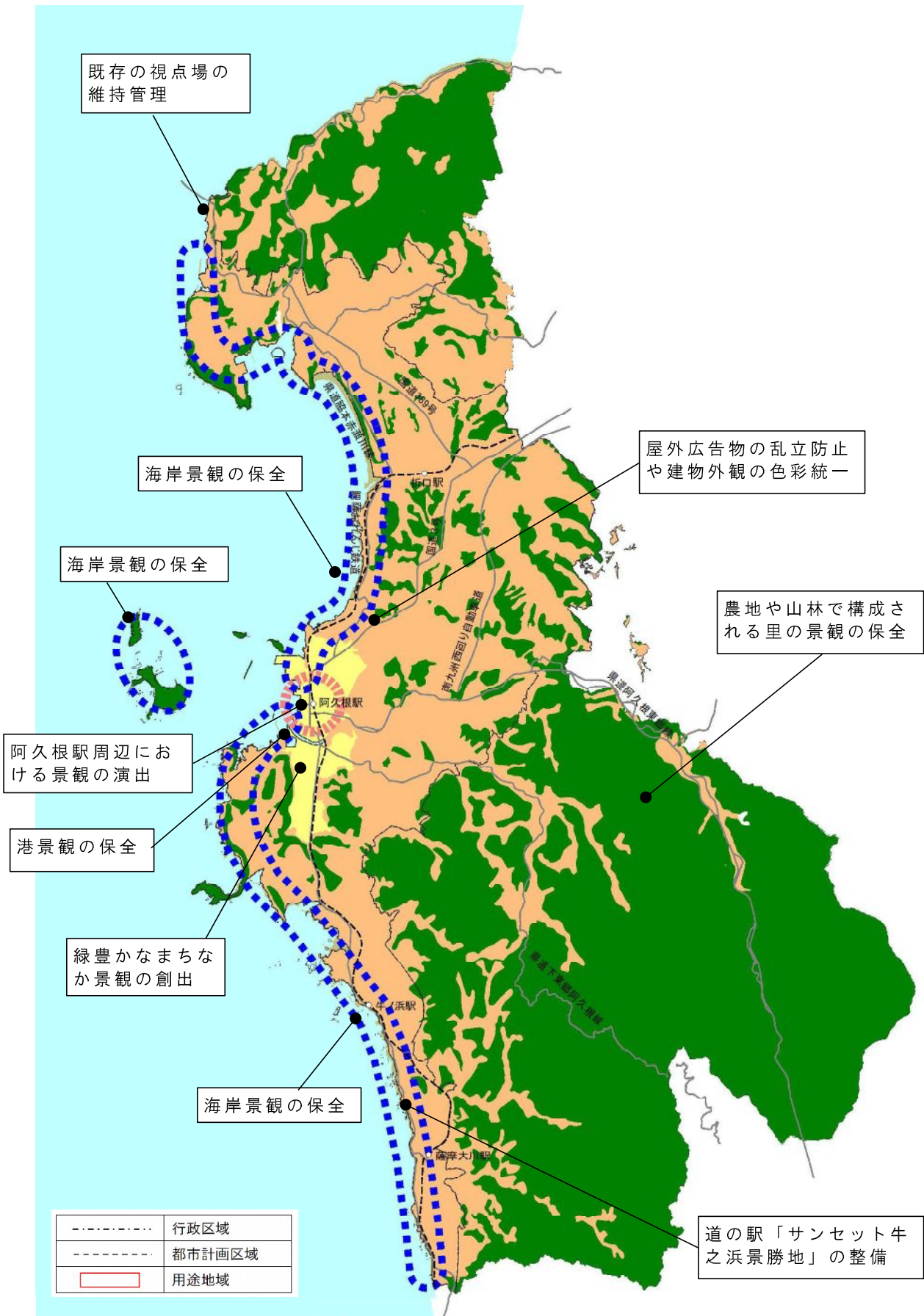
- ・ 阿久根駅周辺エリアは、阿久根の玄関口として、駅舎デザインと一体となった景観の演出を推進します。
- ・ 中心市街地や幹線道路沿いでは、屋外広告物の乱立を防ぐとともに、建物の外観や色彩の統一など、周辺環境と一体となったまちづくりを目指します。
- ・ 公共施設における都市緑化を推進し、緑豊かなまちなか景観を創出します。
- ・ まちなか景観に悪影響を及ぼす管理不全な空き家に対し、適切な助言・指導を行います。



■海の景観（脇本海岸）



■里の景観



■ 景観方針図

6 防災の方針

(1) 基本方針

- 大規模災害に備えた国土強靱化の推進が求められる中で、台風・洪水・高潮・地震・津波など、様々な災害危険性をはらむ自然との共生が必要な本市においては、「阿久根市地域防災計画」に基づき、市民が安心・安全に暮らすことができるよう各種防災まちづくりを進めます。
- 防災まちづくりを進めるに当たっては、避難路や避難場所の確保、危険箇所の対策などのハード面と、地域防災活動などのソフト面の両面から災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 防災の方針

方針① 災害に強い市街地の形成

- ・ 既成市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等の解消を図ります。
- ・ 大規模地震時における市街地の住宅・建築物の倒壊を防止するため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に努めます。
- ・ 建築物の不燃化・耐火を促進するとともに、広幅員の道路等の整備や空地等の確保により、火災の延焼を遮断する都市機能の強化を図ります。
- ・ 街路事業や公園事業と連携して、避難路や避難地等の整備・充実や、市内の公園における防火水槽の設置を推進します。
- ・ 地震時の津波災害等が予想される海岸を対象とした危険箇所の把握、点検を推進する等により、災害に強い市街地の形成を進めます。
- ・ 発災時に倒壊の危険性等のある管理不全な空き家に対し、適切な助言・指導を行いながら、空き家再生等推進事業を活用し、解体撤去を推進します。

方針② 風水害対策の推進

- ・ 県と連携を図りながら、風水害に係る災害危険を解消するための治山治水事業を促進します。
- ・ 開発計画や森林伐採計画は、防災の視点から検討を行います。
- ・ 平地の少ない本市の特徴から、災害時に危険な箇所にある住宅等が散見されるため、危険な住宅の実態の把握に努めるとともに、がけ地近接等危険住宅については移転を促進するなど、その解消を図ります。
- ・ 台風時の高潮や冬期波浪等による被害等が予想される海岸を対象として、危険箇所の把握、点検を行い、保全を推進します。

方針③ 総合的な防災体制の確立

- ・ 風水害等の自然災害や想定外の各種災害等に対応できるよう、関係機関と連携しながら消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- ・ 自主防災組織の組織化を推進し、定期的な防災訓練や組織リーダーへの研修を行うことで、「自助」「共助」の強化を図ります。
- ・ 防災マップを適宜見直し、市民に最新の防災情報を周知するよう努めます。
- ・ 防災行政無線をはじめとする様々な方法による情報連絡体制の多重化を図ります。
- ・ 川内原子力発電所の安全対策については、「阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）」に即しながら、国・県・関係市町・関係機関と連携し、実効的な防災対策を推進します。
- ・ 南九州西回り自動車道（仮称）大川 I C 近傍に計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅には、地域防災拠点としての機能を持たせた施設整備を進めます。

7 上下水道の方針

(1) 基本方針

- 「阿久根市生活排水処理基本計画」や「阿久根市新水道ビジョン」に基づいて、市民の生活を支えるライフラインである上下水道施設の計画的・効率的な整備や適切な維持管理等により、市民の快適で健康な暮らしの確保に努めます。

(2) 上下水道の方針

方針① 下水施設の方針

- ・ 個別処理の合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・ 今後行われる宅地開発については、その規模に応じた合併処理浄化槽又はコミュニティプラントの整備を行います。
- ・ 浸水対策を目的とした都市下水路については、一定の整備を終えていますが、雨水対策を目的とした都市下水路については、地域の状況を見ながら必要な整備を進めます。

方針② 上水道の方針

- ・ 「阿久根市新水道ビジョン」に基づきながら、安全で良質な水の安定した供給を目指します。
- ・ 老朽化の進む水道施設について、施設の更新や補修、適切な維持管理を行うことにより、安定して安全で良質な水を供給します。
- ・ 上水道事業と簡易水道事業の統合後における事業経営の健全化を図ります。
- ・ 未給水区域については、地域条件及び費用対効果を考慮し、未給水区域の解消に努めます。
- ・ 既存の水源配水施設について、大規模災害への対応を視野に入れながら、安全・強靱・持続を目標とした施設更新・改修を推進します。

8 その他の都市施設の方針

(1) 基本方針

- 本市の公共施設の多くについて老朽化が進行していますが、公共施設については「阿久根市公共施設等総合管理計画」に基づきながら、最適な公共施設の再整備と利用促進、適正な維持管理に取り組みます。
- 旧港周辺エリアや旧国民宿舎の跡地といった低未利用地や、新規整備が計画されている「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅については、本市の観光・レクリエーション拠点として整備を推進・検討します。
- 感染症対策として推進されている非接触化の時代においてますます重要性が増している情報通信網を都市基盤のひとつと位置付け、市民の生活利便性の向上や多様な働き方を受容するインフラづくりに向けた検討を進めます。

(2) その他の都市施設の方針

方針① 公営住宅の方針

- ・ 老朽化の進む公営住宅について、「阿久根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な改修等の整備を進めるとともに、多種多様なニーズに対応した住環境を提供し、居住性の向上を図ります。

方針② 教育施設の方針

- ・ 学校施設については、校舎の耐震化工事は完了していますが、老朽化が著しいことから、学校規模の適正化に関する検討との整合性を図りながら、「阿久根市学校施設等長寿命化計画」を踏まえ、計画的に改修を進めます。
- ・ 市街地周辺においては、子育て世代のニーズに対応した教育・保育施設の充実を図るとともに、適正な維持管理を推進します。

方針③ その他都市施設の方針

- ・ ごみ焼却場は、現在の北薩広域行政事務組合環境センターが老朽化していることから、新たな施設を出水市内に整備中です。新施設完成後は当該施設において焼却し、環境の保全を図ります。
- ・ 火葬場については、適切な維持管理を行います。
- ・ と畜場（阿久根食肉流通センター）は、周辺環境に配慮した施設整備を進めます。
- ・ 阿久根の古き良き原風景を残す旧港周辺について、活用及び再生整備を検討します。
- ・ 旧国民宿舎の跡地について、市の将来にわたる地域活性化に資する取組を進めます。
- ・ 南九州西回り自動車道（仮称）大川 I C 近傍に計画している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅は、南九州西回り自動車道からの利便性を活用し、防災、観光、情報発信など多機能な施設整備を進めます。
- ・ 快適な情報通信網については、新たな通信等技術の進展や国の支援制度を活用して整備を進めます。